

改正案	現行
<p>（委員会の権限行使）</p> <p>第二条 委員会は、会議の議決により、その権限を行う。</p> <p>2 委員会は、<u>法第五条第四項各号</u>に掲げる事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。</p> <p>3 前項の大綱方針は、<u>法第五条第四項各号</u>に掲げる事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする</p> <p>4 委員会は、<u>法第五条第四項各号</u>に掲げる事務の処理が第二項の大綱方針に適合していないと認めるときは、警察庁長官（以下「長官」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（委員会の権限行使）</p> <p>第二条 委員会は、会議の議決により、その権限を行う。</p> <p>2 委員会は、<u>法第五条第二項各号</u>に掲げる事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。</p> <p>3 前項の大綱方針は、<u>法第五条第二項各号</u>に掲げる事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする</p> <p>4 委員会は、<u>法第五条第二項各号</u>に掲げる事務の処理が第二項の大綱方針に適合していないと認めるときは、警察庁長官（以下「長官」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。</p> <p>5 （略）</p>

○ 刑事訴訟法第八十九条第一項および第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第百九十九条第一項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 警察庁長官及び警察庁次長の職にある者</li> <li>二 管区警察局長の職にある者</li> <li>三 警察庁の生活安全局、刑事局、交通局及び警備局に勤務する警部以上の階級にある警察官</li> <li>四 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警部以上の階級にある警察官</li> <li>五 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警部以上の階級にある警察官</li> </ol>	<p>第二条 警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第百九十九条第一項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 警察庁長官及び警察庁次長の職にある者</li> <li>二 管区警察局長の職にある者</li> <li>三 警察庁の生活安全局、刑事局、交通局及び警備局に勤務する警部以上の階級にある警察官</li> <li>四 管区警察局（東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警部以上の階級にある警察官</li> <li>五 東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警部以上の階級にある警察官</li> </ol>

改正案	現行
<p>（指名通報）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>4 指名通報を行つた被疑者については、事件処理に必要な証拠資料、関係書類等を完全に整備しておき、被疑者を発見した警察から要求のあつたときは、速やかに事件引継書（規範別記様式第五号）とともに、証拠資料、関係書類等をその警察に送付しなければならない。</p> <p>（広域組織犯罪等の報告等）</p> <p>第二十六条の二 都道府県警察は、<u>法第五条第四項第六号</u>に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号イに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。</p> <p>一 全国の広範な区域において発散させられるおそれのあるサリン等（サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等をいう。）に係る製造その他の行為に係る犯罪</p> <p>二 全国の広範な区域に及ぶおそれのある広域暴力団相互間の対立抗争に係る犯罪</p> <p>三 全国の広範な区域において使用されるおそれのある大量の薬物又</p>	<p>（指名通報）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>4 指名通報を行つた被疑者については、事件処理に必要な証拠資料、関係書類等を完全に整備しておき、被疑者を発見した警察から要求のあつたときは、速やかに事件引継書（<u>規範別記様式第六号</u>）とともに、証拠資料、関係書類等をその警察に送付しなければならない。</p> <p>（広域組織犯罪等の報告等）</p> <p>第二十六条の二 都道府県警察は、<u>法第五条第二項第六号</u>に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号イに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。</p> <p>一 全国の広範な区域において発散させられるおそれのあるサリン等（サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等をいう。）に係る製造その他の行為に係る犯罪</p> <p>二 全国の広範な区域に及ぶおそれのある広域暴力団相互間の対立抗争に係る犯罪</p> <p>三 全国の広範な区域において使用されるおそれのある大量の薬物又</p>

は銃器に係る輸入、譲受けその他の行為に係る犯罪

四 公衆に販売される飲食物への毒物の混入等に係る犯罪で全国の広範な区域に及ぶおそれのあるもの

五 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係犯罪で全国の広範な区域に及ぶおそれのあるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その犯罪に係る組織の構成、目的及び活動状況、犯行の態様、犯罪地等を勘案して、法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号イに掲げるものに該当すると認められる犯罪

第二十六条の三 都道府県警察は、法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号ロに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

一 国外における日本国民の生命又は身体を害する放射線、生物剤、毒素若しくは毒性物質の発散又は爆発物の使用に係る犯罪

二 国外における日本国民に対する人質による強要に係る犯罪

三 国外における日本航空機及び日本船舶の強取又は破壊に係る犯罪

四 国外における薬物又は銃器の本邦への輸入に係る犯罪

五 前各号に掲げるもののほか、国外における次に掲げる犯罪で法第五条第四項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案に該当すると認められるもの

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条に掲げる罪に係る犯罪（同条の例に従う罪に係る犯罪を含む。）

ロ 条約により国外において犯したときであつても罰すべきものと

は銃器に係る輸入、譲受けその他の行為に係る犯罪

四 公衆に販売される飲食物への毒物の混入等に係る犯罪で全国の広範な区域に及ぶおそれのあるもの

五 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係犯罪で全国の広範な区域に及ぶおそれのあるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その犯罪に係る組織の構成、目的及び活動状況、犯行の態様、犯罪地等を勘案して、法第五条第二項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号イに掲げるものに該当すると認められる犯罪

第二十六条の三 都道府県警察は、法第五条第二項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案で同号ロに掲げるものに該当すると認められる次に掲げる犯罪があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

一 国外における日本国民の生命又は身体を害する放射線、生物剤、毒素若しくは毒性物質の発散又は爆発物の使用に係る犯罪

二 国外における日本国民に対する人質による強要に係る犯罪

三 国外における日本航空機及び日本船舶の強取又は破壊に係る犯罪

四 国外における薬物又は銃器の本邦への輸入に係る犯罪

五 前各号に掲げるもののほか、国外における次に掲げる犯罪で法第五条第二項第六号に規定する広域組織犯罪その他の事案に該当すると認められるもの

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条に掲げる罪に係る犯罪（同条の例に従う罪に係る犯罪を含む。）

ロ 条約により国外において犯したときであつても罰すべきものと

されている罪に係る犯罪又は罰することができるとされている罪に係る犯罪

ハ イ及びロに掲げるもののほか、日本国民の生命、身体及び財産を害する犯罪であつて日本国の重大な利益を害するものに準ずるもの

されている罪に係る犯罪又は罰することができるとされている罪に係る犯罪

ハ イ及びロに掲げるもののほか、日本国民の生命、身体及び財産を害する犯罪であつて日本国の重大な利益を害するものに準ずるもの

○ 警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則  第一条 （略）
現 行	警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則  第一条 （略）

○ 犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（刑事日報の作成等）</p> <p>第七条 手口主管課長等（警察庁刑事企画課長警察庁捜査支援分析管理官、<u>管区警察局広域調整部（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局）</u>にあつては、総務監察・広域調整部）の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。）は、通報又は照会の必要があるときは、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（刑事日報の作成等）</p> <p>第七条 手口主管課長等（警察庁刑事企画課長警察庁捜査支援分析管理官、<u>管区警察局広域調整部（東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局）</u>にあつては、総務監察・広域調整部）の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。）は、通報又は照会の必要があるときは、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者</p> <p>二 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局長の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p>	<p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者</p> <p>二 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局（東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局長の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p>

○ 犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者</p> <p>二 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p>	<p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者</p> <p>二 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局（東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p>

○ 警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則</p> <p>（解析研究室及び捜査研修室の設置）</p> <p>第一条 警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、捜査研修室解析研究室及び捜査研修室を置く。</p> <p>（解析研究室の所掌事務）</p> <p>第二条 解析研究室においては、警察法施行規則第八十四条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（捜査研修室の所掌事務）</p> <p>第三条 捜査研修室においては、警察法施行規則第八十四条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則</p> <p>（解析研究室及び捜査研修室の設置）</p> <p>第一条 警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターに、捜査研修室解析研究室及び捜査研修室を置く。</p> <p>（解析研究室の所掌事務）</p> <p>第二条 解析研究室においては、警察法施行規則第八十二条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（捜査研修室の所掌事務）</p> <p>第三条 捜査研修室においては、警察法施行規則第八十二条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。</p>

○ 不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者</p> <p>二 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p>	<p>（没収保全等を請求することができる司法警察員）</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者</p> <p>二 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局（東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p>